令和3年度第4回農業委員会総会議事録

- 1. 開催日時 令和3年7月5日(月)13時30分~14時20分
- 2. 開催場所 市役所 3階 第1委員会室
- 3. 議 案 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について 1件 議案第2号 農地法第4条の規定による許可後の計画変更の承認について 1件

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の承認について 3件

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について 12件

議案第5号 農用地利用集積計画について

議案第6号 農地利用最適化推進員の候補者について

4. 報 告 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について 5件

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について 6件

報告第3号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う事業計画 書の提出について 1件

報告第4号 地目変更登記申請に係る登記官からの照会報告について

12件

報告第5号 地籍調査事業に伴う農地の地目変更に係る認定について

5 3 件

5. 出席委員 13名

会長:12番池田繁雄、1番大木宏之、2番秋山美徳、3番岩柳美智夫、5番斉藤ひろ子、6番川野英一、7番農宮弘子、8番板倉善紀、10番戸田敏一、11番吉井亨、13番市原勉、14番平山光子、15番日暮俊雄

- 6. 欠席委員 2名
 - 4番細谷修、9番篠崎輝武
- 7. 事務局 羽生田事務局長、内山主査
- 8. 議事録
- 議長 委員15名中、13名出席しておりますので、総会は成立しております。 定足数に達しておりますので、これより令和3年度第4回農業委員会定例総会 を開会いたします。

それでは議事に入ります。初めに、議事録署名人の指名でありますが、本日は、 15番日暮委員と1番大木委員を指名します。両委員、宜しくお願いいたします。 また、本日の会議書記には事務局の内山主査を指名します。

なお、発言につきましては、議長の指名後にお願いいたします。審議の過程を 詳細に議事録に記録しなければなりませんので、議事の進行にご協力をお願いい たします。また、個人情報保護の観点から申請者の氏名、住所など個人が特定さ れる発言はご遠慮いただくようお願いいたします。

それでは審議に入る前に事務局より本日の議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、本日の議案についてご説明申し上げます。議案書の1ページをお願いいたします。本日の議案は、6議案でございます。

議案第1号、農地法第3条の許可申請の承認、1件。議案第2号、農地法第4条の許可後の計画変更の承認、1件。議案第3号、農地法第4条の許可申請の承認、3件。議案第4号、農地法第5条の許可申請の承認、12件。議案第5号、農用地利用集積計画について、利用権設定が9件、所有権移転が1件。議案第6号、農地利用最適化推進委員の候補者について。以上をお諮りいたします。

なお、農地法に係る議案の現地調査につきましては、令和3年6月30日、午前9時より、3班の板倉委員、戸田委員、池田会長、市原委員、平山委員に出席いただき、実施いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

- 議長 ありがとうございました。それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による 許可申請の承認について審議に入ります。申請番号1につきまして、私より意見 発表いたします。
- 12番 番号1についてご説明いたします。本件は農地法第3条の規定による賃借権の申請で、今回は2箇所の申請です。最初の申請地は二之袋字扇田、4筆、地目は田で、面積は1379㎡です。もう1箇所は、大沼田字広田、3筆、地目は田、面積は1156㎡で、2箇所の合計は7筆で3535㎡です。申請理由といたしましては、譲渡人と譲受人は一緒の方で、今回申請者が農業経営の会社を設立し、法人化して農業経営拡大等、営農能力を向上するため申請したものであります。営農計画においては、水稲の作付けを予定しています。6月30日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。また、申請書類も確認しましたが、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

はい。議案書の4ページをお願いいたします。申請番号1は、農業経営の法人 事務局 化に伴う賃借権の設定の申請です。場所は、二之袋及び大沼田に位置しています。 二之袋は、福岡小の南東、約750メートル、大沼田は、東金九十九里有料道路 と広域農道の交差地点から南に約450メートルに位置しています。譲受人は、 農産物の生産、加工、販売等を目的とする法人で、譲渡人が代表となり、令和3 年6月1日に設立された法人です。法人が農地を借り受ける場合の要件でござい ますが、「全部効率利用要件」、「下限面積要件」、「地域との調和要件」については、 個人が行う場合と同様ですが、併せて、「貸借契約に解除条件が付されているこ と。」、「地域における適切な役割のもとに継続的・安定的に農業を行うこと。」、「業 務執行役員又は重要な使用人が1人以上その法人の農業に常時従事すること。」が 求められています。申請書類を確認したところ、賃貸借契約書には解除条件が付 されており、地域活動に参加することについての確約書が提出されております。 また、取締役3名の内、2名が150日従事する計画となっていることから、こ れらの要件を満たしているものと思われます。最後に、法人による使用貸借又は 賃借権の設定につきましては、農地法の規定により市長に通知し、意見の有無を 確認することになっておりますが、意見なしとの回答を得ておりますことをご報 告いたします。

説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の補足説明が終わりました。ご質問やご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について、原案どおり 賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。 賛成全員により原案どおり可決されました。

次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可後の計画変更の承認について審議に入ります。

申請番号1につきまして、板倉委員より意見発表をお願いいたします。

- 8番 番号1について説明します。本件は農地法第4条の規定による許可後の計画変更の申請です。また農地法第5条の規定による所有権移転を伴う転用の申請です。変更理由は当初譲渡人がアパート経営を行う予定でしたが、最近は体調もあまり良くないため、事業自体を息子の譲受人に事業を引き継いでもらいたいと思い、事業の継承を行うことにしました。長屋住宅用地として、農地法第4条の規定による許可を受けた、北之幸谷字堀之内の畑3筆で、739㎡の農地に変わる譲渡人の事業計画書を譲受人の事業計画書に変更します。申請に必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断します。以上です。
- 議 長 ありがとうございました。担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の 補足説明を求めます。
- 事務局 はい。議案書の5ページをお願いいたします。申請番号1は、親子間の事業承継に伴う計画変更の承認申請です。譲渡人は、先月8日付けで本申請地を長屋住宅用地として4条許可を受けたところですが、その後、健康上の理由により事業の継続に不安が生じたため、事業を子に承継するための計画変更を行いたいとするものです。申請地は、東金警察署の東、約250メートルに位置しています。計画変更における審査においては、変更後の事業が確実に実施され、許可相当と認められることが要件となっておりますが、予定建築物、土地利用計画、給排水計画等、事業計画については変更ございません。所要資金につきましては、事業承継により譲受人が調達することになりますが、全額、施工会社からの融資により賄う計画となっており、融資証明書が添付されています。

説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございました。事務局の補足説明が終わりました。ご質問やご意見 等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。議案第2号、 農地法第4条の規定による許可後の計画変更の承認について、原案どおり賛成の 方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。 賛成全員により原案どおり可決されました。 次に、 議

案第3号、農地法第4条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。 申請番号1につきまして、市原委員より意見発表をお願いいたします。

- 13番 はい。番号1について説明をいたします。本件は農地法第4条の規定による転用の申請です。申請地は北之幸谷字杉ノ木の畑1筆、田4筆、合計938㎡です。 転用の目的は貸駐車場です。造成の計画では、山砂で埋め、砕石を上に敷きます。 また排水については、雨水のみですので、場内で処理いたします。完成した際の 借り手の要望書も添付されております。申請に必要な書類も全て整っており、許可相当と判断いたします。以上です。
- 議長 ありがとうございます。次に、申請番号2につきまして、平山委員より意見発表をお願いいたします。
- 14番 はい。それでは申請番号2番のご説明をいたします。本件は農地法第4条の規定による転用の申請でございます。申請地は田間字二丁目、畑、355㎡の1筆でございます。目的は、賃貸戸建て2棟の建設です。6月30日に現地を確認してまいりました。申請書類を確認したところ、本申請地は土地区画整理地内です。事業計画書、見積書、資金計画書、残高報告書などが添付されており、問題はないと思われます。よろしくお願いいたします。
- 議長 ありがとうございます。次に、申請番号3につきまして、板倉委員より意見発表をお願いいたします。
- 8番 番号3について説明します。本件は農地法第4条の規定による転用の申請です。申請地は堀上字下杉木の畑、2筆、266㎡のうちの169㎡の農地です。転用の目的は道場用地です。転用に伴う造成工事は、地盤の高い畑により、均し工事を行います。近隣農地は、営農しておりません。境界はブロック積とし、土砂の流出を避けます。排水は、雨水は自然透水、汚水は合併浄化槽で浄化後、U字溝へ放流します。6月30日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請に必要な書類も全て整っており、許可相当と判断します。以上です。
- 議 長 ありがとうございます。担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補 足説明を求めます。
- 事務局 はい。議案書の6ページをお願いいたします。申請番号1は、貸駐車場を目的

とする転用の申請です。場所は、東金警察署の北、約350メートルに位置しています。立地基準につきましては、申請地は、おおむね10ヘクタール以上の集団的に存在する農地に含まれ、かつ土地改良事業施行区域内の農地であることから、第1種農地に該当すると判断されますが、周辺地域居住者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されることから、第1種農地の例外許可事由に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額自己資金により賄う計画であり、残高証明書が添付されております。

申請番号2は、賃貸用の戸建住宅2棟の建築を目的とする転用の申請です。場所は、田間の土地区画整理地内で、ふれあいセンターの南、約300メートルに位置しています。立地基準につきましては、申請地は土地区画整理事業の施行済区域内にありますので、第3種農地に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、自己資金及び配偶者からの借入金により賄う計画であり、残高証明書、借用書が添付されております。

申請番号3は、道場を目的とする転用の申請です。場所は、東金警察署の南西、約100メートルに位置しています。本申請につきましては、計画する建築物が自己所有農地と売買により取得予定の隣接農地にまたがっていることから、5条許可申請書が併せて提出されています。立地基準につきましては、申請地は、宅地化の状況が、第3種農地の場合と同程度まで進んでいる区域に近接する区域内にある農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、自己資金及び配偶者からの借入金により賄う計画となっており、残高証明書、貸付証明書が添付されています。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。事務局の補足説明が終わりました。ご質問やご意見等 ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請の承認について、原案どおり 賛成の方は挙手願います。

(举手全員)

議長 はい、ありがとうございます。 賛成全員により原案どおり可決されました。 次に、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について、審議 に入ります。申請番号1につきまして、市原委員より意見発表をお願いいたします。

- 13番 はい。番号1につきまして説明いたします。本件は農地法第5条による使用貸借権を設定を伴う転用の申請です。申請地は中野字関ノ台の畑、353㎡です。転用の目的は専用住宅の建設です。隣接農地への土地土砂流出対策については、コンクリート盤で土留めを施工する、また排水については、雨水は敷地内で処理し、汚水は合併浄化槽で処理した後、既存のU字溝に流す計画で、区長の同意書が添付されています。申請に必要な書類も全て整っており、許可相当と判断します。以上です。
- 議長 はい、ありがとうございます。次に申請番号2につきまして、私より意見発表 します。
- 12番 番号2についてご説明いたします。本件は農地法第5条の規定による農地転用を伴う所有権移転の申請です。申請地は福俵土地区画整理事業地内で、所在は西福俵字一丁目、1筆、地目は畑で、面積は197㎡の農地です。転用の目的は、専用住宅1棟の建築です。転用に伴う造成工事はありません。隣接農地への被害防除対策については、申請地に隣接した土地は区画整理されて農業を行っていませんので問題はありません。また、排水については、雨水は側溝に接続して放流して、用水は前面道路から引き込み、更に汚水も前面道路から引き込みます。申請に必要な書類も全て整っておりますので、許可相当と判断いたします。以上です。
- 議長 次に、申請番号3につきまして、戸田委員より意見発表をお願いいたします。
- 10番 番号3について説明いたします。本件は農地法第5条の規定による所有権移転を伴う転用の申請です。申請地は東金字木島下、201㎡の畑です。転用の目的は専用住宅1棟です。土地区画整理地内ですので特に問題は無いと思います。以上です。
- 議長 ありがとうございます。次に、申請番号4につきまして、平山委員より意見発表をお願いいたします。
- 14番 申請番号4番のご説明をいたします。本件は農地法第5条の規定による転用を 伴う使用貸借権の設定の申請です。譲受人と譲渡人は夫婦でございます。申請地

は田間字新町、田1筆、446㎡、畑1筆、併せて783㎡の2筆です。用途は 長屋住宅1棟、駐車場14台、駐輪場1ヶ所です。6月30日に現地を確認して まいりました。申請書類を確認したところ、事業計画書、見積書、資金計画書、 土地改良区の意見書など、関係書類の添付もあり、問題はないと思われます。よ ろしくお願いいたします。

- 議長 ありがとうございます。次に、申請番号5から10につきまして、戸田委員より意見発表をお願いいたします。
- 10番 はい。番号5から10は同一案件ですので、一括で説明させていただきます。 本件は農地法第5条の規定による申請です。地上権1名、一時転用賃借権5名の 設定です。申請地は小野字大谷、1284㎡、6筆の畑で、転用の目的は天然ガ ス井戸掘削工事に伴う作業用地、管理用地で、特に問題は無いものと思います。 以上です。
- 議長 ありがとうございます。次に、申請番号11につきまして、私より意見発表いたします。
- 12番 番号11についてご説明いたします。本件は農地法第5条の規定による所有権移転を伴う転用の申請です。申請地は上谷字神明で、2筆で、畑793㎡、もう1筆が田42㎡で、面積は合計で835㎡です。転用の目的は倉庫用地及び資機材置場で、倉庫の建築面積は48.04㎡です。転用に伴う造成工事はありません。隣接農地への被害防除対策については、周辺は小さい畑ゆえ、営農はしていませんので、建設しても営農状況への変化はありません。また境界にはブロックを積んで土砂等の流出を防止する計画です。排水については雨水は宅内処理で自然浸透の計画です。申請に必要な書類も全て整っておりますので、許可相当と判断いたします。以上です。
- 議 長 次に、申請番号12につきまして、板倉委員より意見発表をお願いいたします。
- 8番 番号12について説明します。本件は農地法第5条の規定による所有権移転の 転用の申請です。申請地は堀上字下杉木の田、2筆、209㎡、畑、1筆、38 0㎡、合計589㎡の農地です。転用の目的は道場用地です。転用に伴う造成工 事は、地盤の高い畑により、均し工事を行います。周辺農地は営農をしておりま せんので、境界はブロック積とし、土砂の流出を防止します。排水は雨水は自然 透水、汚水は合併浄化槽を設け、浄化後、側溝へ放流します。6月30日に現地

を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請に必要な書類も全て整っており、許可相当と判断します。以上です。

- 議 長 はい、ありがとうございます。担当委員の意見発表が終わりましたので、事務 局の補足説明を求めます。
- 事務局 はい。議案書の7ページをお願いいたします。申請番号1は、祖父から孫への使用貸借による権利設定を伴う転用の申請です。場所は、豊成のJA斎場の北西、約200メートルに位置しています。転用の目的は、専用住宅用地です。立地基準につきましては、申請地は、おおむね10ヘクタール以上の集団的に存在する農地に含まれることから、第1種農地に該当すると判断されますが、集落に接続して設置される住宅に供されると認められることから、第1種農地の例外許可事由に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、自己資金及び祖父からの借入金により賄う計画となっており、残高証明書及び融資証明書が添付されております。

申請番号2は、所有権移転を伴う転用の申請です。場所は、西福俵の区画整理 地内で、大和公民館の南、約100メートルに位置しています。転用の目的は、 専用住宅用地です。立地基準につきましては、申請地は土地区画整理事業の施行 済区域内にありますので、第3種農地に該当すると判断され、許可となりうる農 地です。所要資金につきましては、金融機関からの借入金により賄う計画であり、 融資証明書が添付されております。

申請番号3は所有権移転を伴う転用の申請です。場所は、第1保育所の北東、約200メートルに位置しています。転用の目的は、建売分譲用地です。立地基準につきましては、申請地は都市計画法に基づく用途地域の定められた区域内にある農地であることから、第3種農地に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額自己資金により賄う計画であり、残高証明書が添付されております。

申請番号4は、夫婦間の使用貸借による権利設定を伴う転用の申請です。場所は、田間にある東金簡易裁判所の南東、約150メートルに位置しています。転用の目的は、長屋住宅及び駐車場用地です。立地基準につきましては、申請地は都市計画法に基づく用途地域の定められた区域内にある農地であることから、第3種農地に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額金融機関からの借入金により賄う計画であり、融資証明書が添付されております。

申請番号5から10は、同一事業に関連する案件です。申請番号6は地上権の設定、その他は一時転用の申請になります。場所は、雄蛇ヶ池の駐車場の北西、

約350メートルに位置しています。転用の目的は、申請番号6は天然ガスの生産井戸及び管理用地、その他5から10につきましては一時転用を伴う工事に係る作業用地です。立地基準につきましては、申請地は、おおむね10ヘクタール以上の集団的に存在する農地に含まれ、かつ土地改良事業施行区域内の農地であることから、第1種農地に該当すると判断されますが、資源の掘削事業の用に供することから、第1種農地の例外許可事由に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額自己資金により賄う計画であり、残高証明書が添付されています。

申請番号11は、所有権移転を伴う転用の申請です。場所は、県道正気茂原線の上谷信号交差点の南東、約80メートルに位置しています。転用の目的は、倉庫及び資機材置場用地です。立地基準につきましては、申請地は、おおむね10ヘクタール以上の集団的に存在する農地に含まれ、かつ土地改良事業施行区域内の農地であることから、第1種農地に該当すると判断されますが、周辺地域居住者の業務上必要な施設で、集落に接続して設置されることから、第1種農地の例外許可事由に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額自己資金により賄う計画であり、残高証明書が添付されています。

申請番号12は、所有権移転を伴う転用の申請です。先ほどご審議いただいた 第4条議案の番号3、道場を目的とした転用と併せて提出されたものです。事業 計画、資金計画につきましては、4条議案と同様となりますので、説明を割愛さ せていただきます。

説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。事務局の補足説明が終わりました。ご質問やご意見等 ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 はい、ありがとうございます。異議なしとの声がありましたので、採決に移り たいと思います。

> 議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について、原案どおり 賛成の方は挙手願います。

(举手全員)

議長 ありがとうございます。 賛成全員により原案どおり可決されました。 次に、議案第5号、農用地利用集積計画について審議に入ります。 農政課より 説明願います。

農政課

はい。議案第5号、農用地利用集積計画について農政課よりご説明申し上げます。別冊の令和3年第7次農用地利用集積計画案をご覧ください。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による令和3年第7次農用地利用集積計画についてお諮りします。利用権の内訳といたしまして、利用権設定が9件で、所有権移転が1件となります。契約年数ごとの件数と面積につきましては、3年のものが1件、5年のものが3件、10年が5件です。所有権移転が1件です。

1ページが3年の利用権設定管理台帳で、3ページ、4ページが農地の出し手、受け手より提出のあった農用地利用集積計画各筆明細書です。新規で前之内の認定農業者に貸付となっております。5ページ、6ページが5年の利用権設定管理台帳で、7ページから15ページが農地の出し手、受け手より提出のあった農用地利用集積計画各筆明細書です。3年と5年はいずれも同じ前之内の認定農業者に貸付となっております。続いて17ページ、いずれも10年の利用権設定管理台帳となります。19ページから22ページが農地の出し手、受け手より提出のあった農用地利用集積計画各筆明細書です。

- 1番は新規で道庭の農業者に貸付となっております。
- 2番は新規で大沼の認定農業者に貸付となっております。
- 3番は新規で菱沼の認定農業者に貸付となっております。
- 4番は新規で下武射田の認定農業者に貸付となっております。

23ページからは、中間管理機構を介しての利用権設定管理台帳です。25ページが農地の出し手、受け手より提出のあった農用地利用集積計画各筆明細書となります。こちらは新規で北之幸谷の認定農業者に貸付となっております。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況は27ページから29ページに記載しております。こちらは農家台帳の情報を基に作成しております。続きまして売買についてですが、31ページのとおりです。33ページが提出された農用地利用集積計画各筆明細書、35ページが所有権の移転を受けた者の農業経営の状況です。耕作者の規模拡大のため売買することとなりました。1番の買い手については北之幸谷の認定農業者です。以上の計画の内容は経営面積、従事日数、経営意欲、青壮年の後継者など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に該当すると判断しました。利用集積計画による案件は以上となります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。農政課の説明が終わりました。ご意見等ござい ますでしょうか。 (「異議なし」との声あり)

議長 ありがとうございます。異議なしとの声がありましたので、採決いたします。 議 案第5号、農用地利用集積計画について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

- 議長 ありがとうございます。 賛成全員により原案どおり可決されました。 次に、 議案第6号、 農地利用最適化推進委員の候補者について審議に入ります。 事務局の 説明を求めます。
- 事務局 はい。議案第6号について、ご説明申し上げます。議案書は10ページ、候補者については、別紙、農地利用最適化推進委員候補者一覧をご覧ください。本案は、正気地区の広瀬、関下等の区域を担当する農地利用最適化推進委員の辞任に伴い、後任委員候補者を去る6月8日から7月1日まで募集したところ、別紙のとおり、1名の推薦がございましたので、この方を候補者として決定してよろしいか、お諮りするものでございます。委員の皆様には、経歴、農業経営の状況、推薦理由等から適性の判断をお願いいたします。なお、本日、候補者としてお認めいただきましたら、法定要件に該当しないことを確認のうえ、8月の総会において議案を経て、委嘱したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。説明は以上です。
- 議 長 はい、ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。ご意見等ござい ますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

(举手全員)

議長 ありがとうございます。 賛成全員により原案どおり可決されました。 次に、報告第1号から第5号について、事務局から説明願います。 事務局 はい。議案書の11ページ、12ページをお願いします。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。5月26日から6月25日までに受付した案件は5件です。すべて相続により所有権を取得したものです。いずれも斡旋等の希望はないとのことです。

13ページから15ページをお願いします。

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」です。5月26日から6月25日までに受付した案件は5件でございます。番号1及び番号2は使用貸借権、番号3及び番号4は中間管理機構を介した賃借権、番号5及び番号6は賃借権で、いずれも双方合意にて解除したものでございます。

16ページをお願いします。

報告第3号「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う事業計画書の提出について」です。番号1は、認定電気通信事業者より、携帯電話事業に係る基地局建設に伴い事業計画書が提出されたものでございます。

17ページ、18ページをお願いします。

報告第4号「地目変更登記申請に係る登記官からの照会報告について」です。 現地調査につきましては、番号1から6が5月27日、番号7、8が6月10日、 番号9から12が6月23日に実施いたしました。現地調査の結果、番号12の 1筆を「農地」、その他を農地への復元が困難な状況であると判断し、「非農地」 で回答したものでございます。

19ページをお願いいたします。

報告第5号「地籍調査事業に伴う農地の地目変更に係る認定について」です。 令和2年6月19日付けで東金市長より地籍調査事業に伴う農地の地目変更に係 る認定について照会がありました。

照会のあった53筆について現地調査等を行った結果、3番~7番の5筆は宅地として、9番・11番から13番までの4筆は雑種地として、以外の44筆は公衆用道路として利用されており、すべてを非農地として回答いたしました。

報告については以上でございます。

議長 はい、ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。ご質問やご意見 等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ありがとうございます。無ければ、以上で、本定例総会に提出された案件はすべて終了しました。これをもって、閉会といたします。ご苦労様でした。

令和3年7月5日